8　昭和47年政府見解

5

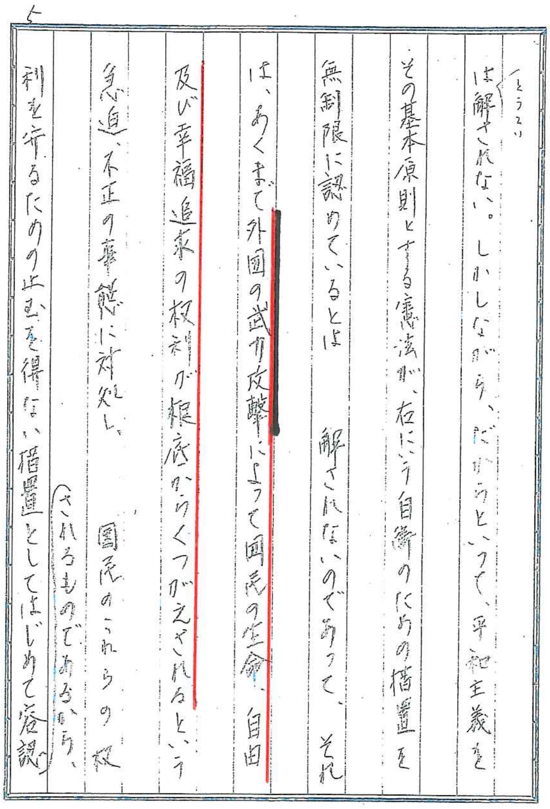

（とうてい）は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を
その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を
無制限に認めているとは　解されないのであって、それ
は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由
及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという
急迫、不正の事態に対処し、　国民のこれらの権
（されるものであるから、
利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認

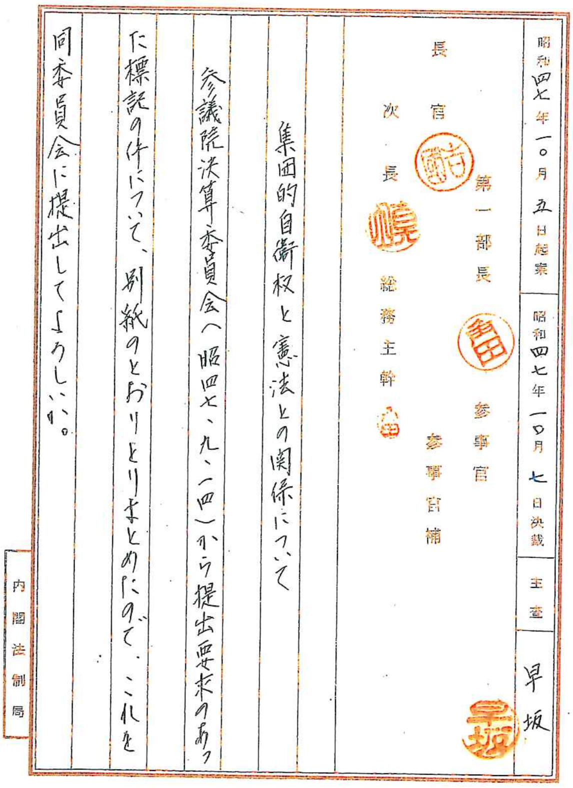

昭和四七年一〇月五日起案
昭和四七年一〇月七日決裁
主査　早坂

長官
次長
第一部長　角田
総務主幹
参事官
参事官補

集団的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあった標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを同委員会に提出してよろしいか。

内閣法制局

吉國 内閣法制局長官答弁　（参議院決算委員会 昭和47年9月14日）

○説明員（吉國一郎君）

外国の侵略が現実に起こった場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの**解釈の論理の根底**でございます。

その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、**他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。**日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ

○説明員（吉國一郎君）

わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても**憲法九条をいかに読んでも読み切れない**

憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、**わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、**この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、**憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動**

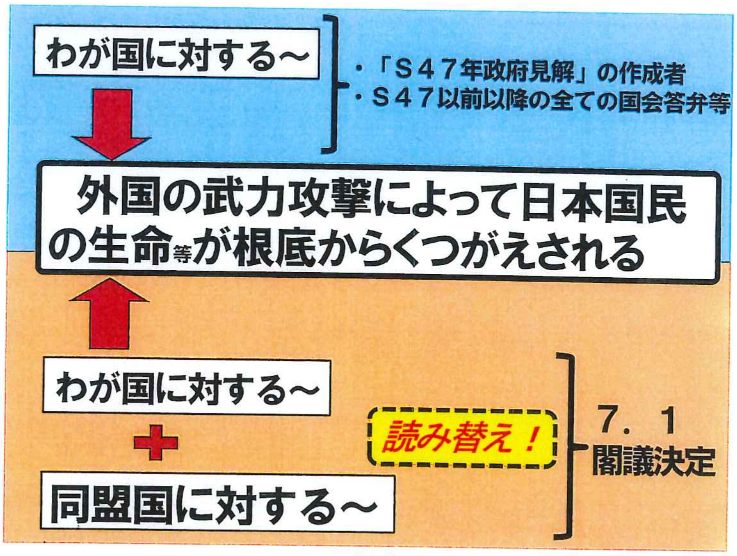

わが国に対する～

・「S47年政府見解」の作成者
・S47以前以降の全ての国会答弁等

外国の武力攻撃によって日本国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～
＋
同盟国に対する～

読み替え！

7．1
閣議決定

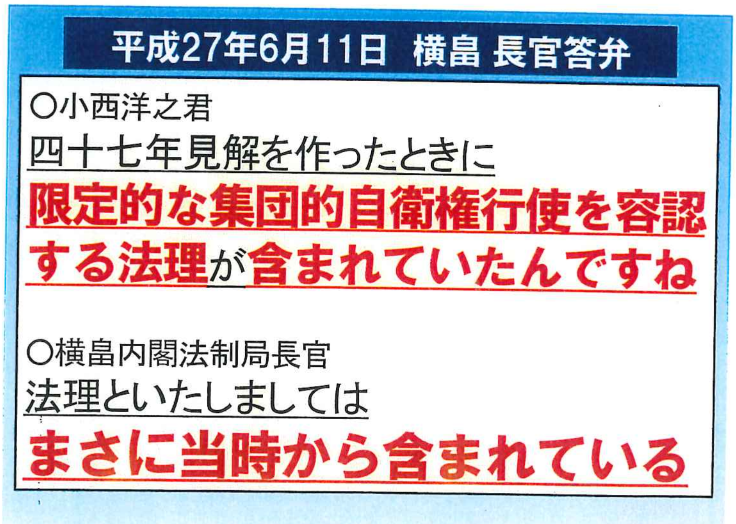

平成27年6月11日　横畠 長官答弁

○小西洋之君
四十七年見解を作ったときに
限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が**含まれていたんですね**

○横畠内閣法制局長官
法理といたしましては
まさに当時から含まれている

9
~~8~~

防衛庁 政府見解

昭和四七年一〇月一三日起案
昭和四七年一〇月一三日決裁
主査

長官
次長 了
第一部長
参事官
総務主幹
参事官補

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に対し提出要求のあった標記の資料（別添）について、同庁から当方の見解を求められたが、検討したところ、当方において特に異を申し立てるに及ばないと考えるが、いかがか。

御高裁を仰ぎます。

内閣法制局

内閣法制局

（案）

参議院水口宏三議員要求資料

防衛庁
47.10.14

自衛行動の範囲

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件（わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。

2 わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。

3 いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このような